

道内の有望区域における 協議会の運営状況について

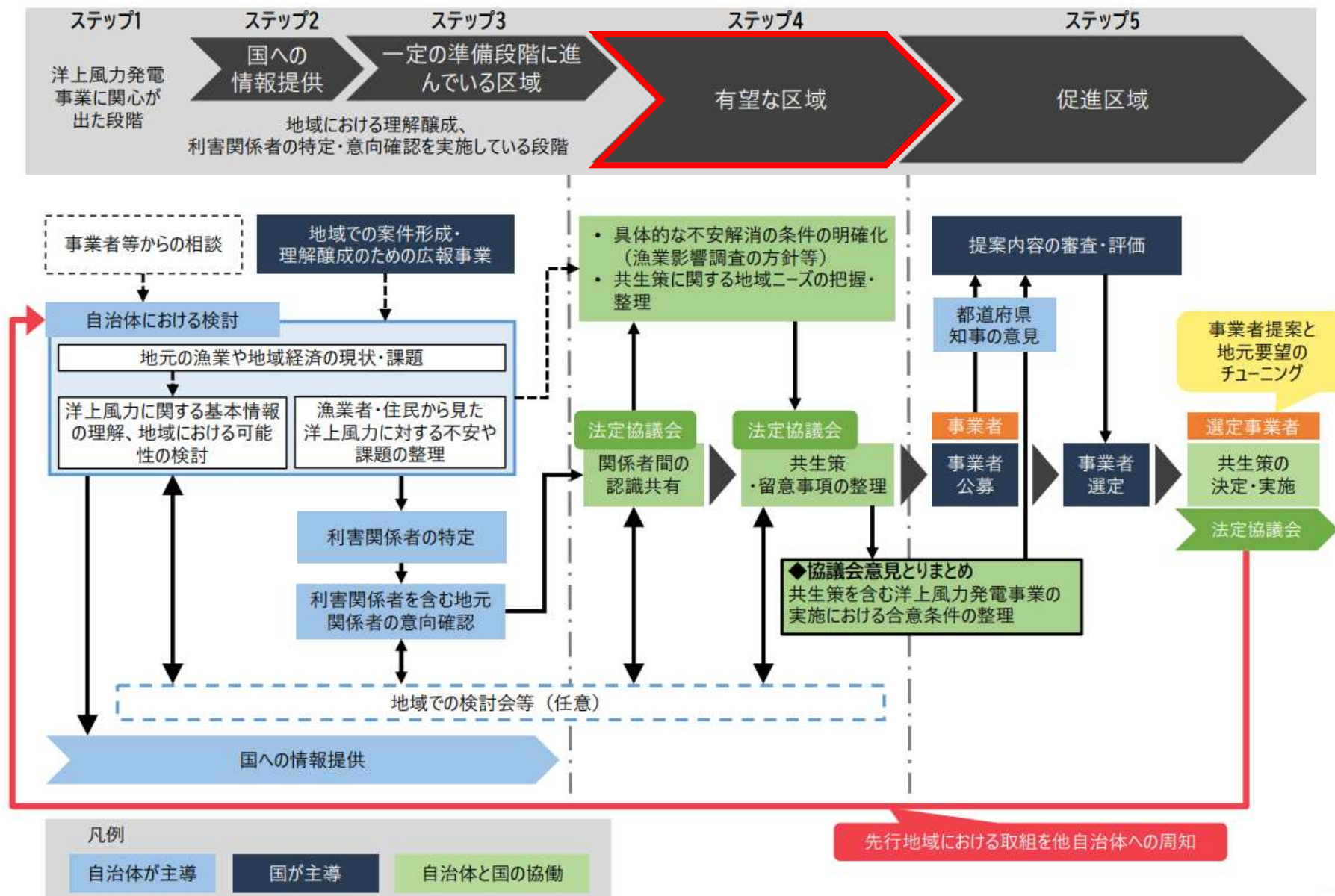
2024年8月2日

北海道経済部ゼロカーボン産業課

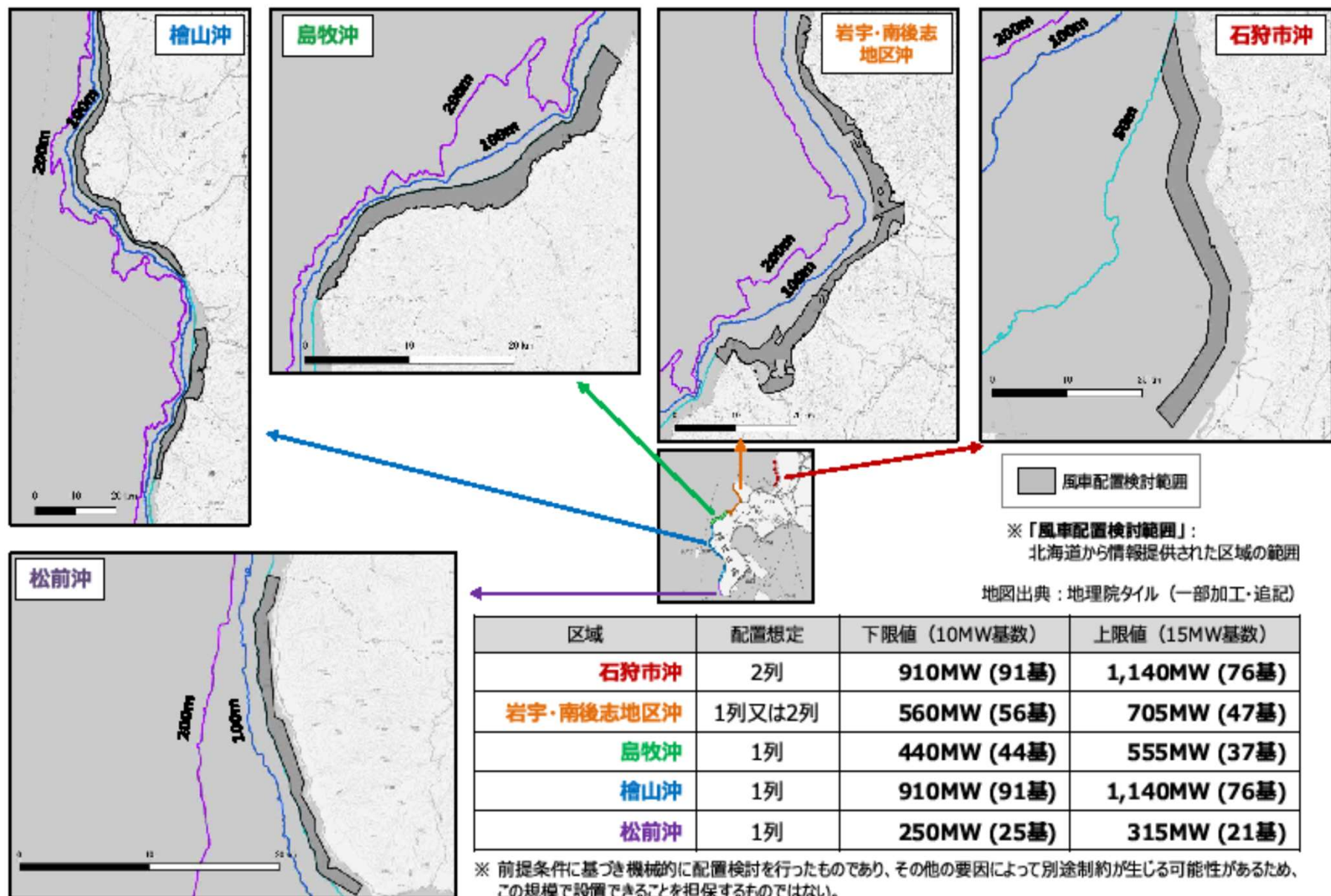
目次

1. 洋上風力発電の案件形成における
ステップと行政の役割
2. 再エネ海域利用法に基づく道内での
区域整理状況（有望な区域）
3. 道内の有望区域における協議会の
開催状況
4. 協議会意見とりまとめと地域の将来像
5. 協議会意見とりまとめ後の主な流れ
6. 令和6年度 道庁における各種支援策

1 洋上風力発電の案件形成におけるステップと行政の役割



2 再エネ海域利用法に基づく道内での区域整理状況（有望な区域）



（資源エネルギー庁資料）

3 道内の有望区域における協議会の開催状況（その1）

- ・「**有望な区域**」に選定された区域では、再エネ海域利用法に基づき、協議会を組織し、**促進区域の指定にあたっての利害関係者との調整や地域・漁業との共存・共栄策**を協議する（事務局：経済産業省資源エネルギー庁、国土交通省港湾局、道）。
- ・協議会においては、**地域・利害関係者の意見は特に尊重**され、意見とりまとめは全会一致が原則。**とりまとめられた意見は、事業者選定の条件**となる。
- ・現在、道内5区域のうち、以下**3区域**で協議会が開かれており、促進区域の指定に向けた議論が進められている。（その他区域も開催に向けて準備を進めている）

（各協議会の開催状況）

区域名 (構成員)	松前沖（1町・1漁協）	檜山沖（4町・1漁協） ※ほかオブザーバー参加4町	岩宇・南後志地区沖 (6町村・3漁協)
第1回	R5.11.13 ・各構成員から意見聴取	R5.12.18 ・各構成員から意見聴取	R6.7.29 ・各構成員から意見聴取
第2回	R6.3.26 ・専門家等からの情報提供 ・意見交換	R6.7.22 ・専門家等からの情報提供 ・意見交換	
第3回	R6.7.31 ・協議会意見とりまとめ ⇒ 促進区域の指定に向けた 手続きに移行		

※協議会と協議会の間に地元議論を重ね、意見調整を図る必要がある。
（事務局や有識者が議論をサポート）

3 道内の有望区域における協議会の開催状況（その2）

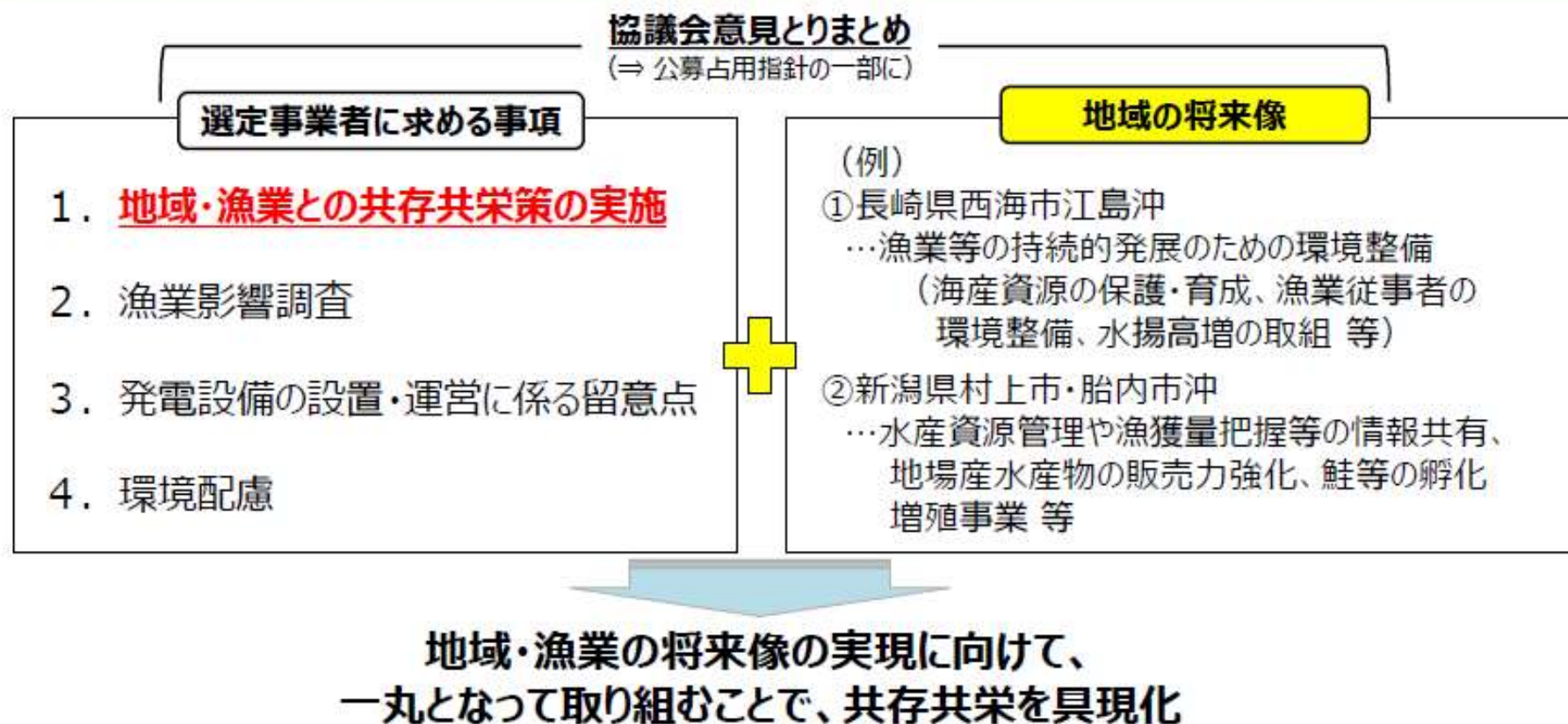
（各協議会（第1回）における主な発言）

区域名	自治体	漁業関係者
松前沖	（期待） ・脱炭素の推進と再エネを通じたまちづくり ・地域の雇用増加・経済効果 ・観光・漁業振興策、地元港湾の活用 （懸念・要望） ・景観・騒音の影響 ・長期に渡る漁業影響調査	（期待） ・漁業振興策や関連施設整備への支援 （懸念・要望） ・風車の音や潮流変化による漁業影響 ・風車建設箇所選定に係る漁業者への十分な意向確認 ・漁期や産卵期に配慮した工事の実施
檜山沖	（期待） ・持続可能な地域の形成と脱炭素への貢献 ・地域の産業振興、雇用創出、港湾活用 ・電力の地産地消 ・養殖事業への支援 （懸念・要望） ・固定資産税等に係る協議会での議論	（期待） ・将来にわたり安心して漁業で生活していける環境づくり ・漁業関連施設の更新や増養殖事業への支援 （懸念・要望） ・潮流や砂の移動等による海底変化 ・発電施設建設前からの漁業影響調査の実施
岩宇・南後志地区沖	（期待） ・発電電力の地産地消による域内の脱炭素化 ・地元港湾の活用、地元商工業の活性化 ・地域課題（人口減、公共交通等）への支援 （懸念・要望） ・環境アセス実施に係る地域特性への配慮	（期待） ・漁業振興策や関連施設の更新に対する協力 ・密漁監視や安全監視としての設備の活用 （懸念・要望） ・長期に渡る漁業影響調査の実施 ・漁業操業や漁期に配慮した工事施工 ・風車建設に係る地元漁業者の活用

※上記発言について、発電事業者に求めるものは協議会意見とりまとめに書き込み、専門家等から説明可能な懸念事項等は協議会の中で対応。

4 協議会意見とりまとめと地域の将来像

- 「有望な区域」では、再エネ海域利用法に基づく協議会（法定協議会）を開催。
国、都道府県、地元市町村、関係漁業者、有識者等が選定事業者を求める事項を議論。
 - 協議会における合意事項は「協議会意見とりまとめ」として文書化し、協議会の構成員（事業者選定後は選定事業者を含む）は、協議の結果を尊重しなければならない（法第9条第6項）。
- 最近の協議会では、洋上風力発電事業を通じた地域や漁業の将来像についても議論。
選定事業者は、地元と一緒に、その実現に向けて取り組むことが求められる。



5 協議会意見とりまとめ後の主な流れ

1. 協議会意見とりまとめ
2. 経産大臣・国交大臣による促進区域の指定
3. 経産大臣・国交大臣による事業者公募の開始

4. 協議会構成員による事業者への説明会

5. 公募占用計画の審査・評価

6. 発電事業者の選定（公募結果公表）

7. 協議会の開催（構成員に選定事業者を追加）

※事業の進捗確認等のために毎年度1回は開催。実務的な議論は別途設置する実務者会議で実施。

8. 経産大臣・国交大臣による公募占用計画の認定（有効期間30年間）

9. 経産大臣による再エネ特措法に基づく発電事業計画の認定

10. 事業着手（環境アセスメント→建設作業→運転開始→撤去）

約1年間

約1年間

6 令和6年度 洋上風力関連の取組：洋上風力発電加速化推進事業

事業の内容

事業目的・概要

再エネ海域利用法に基づく促進区域指定（有望区域選定）を目指す地域を対象に、地域の合意形成など環境整備に資する取組を実施するとともに、有望区域に選定された地域においては、法定協議会の設置・運営を行い、道内洋上風力発電の導入を促進します。

(1) 地域の合意形成など環境整備に資する取組

住民や海域の先行利用者（漁業者など）の理解を促進するため、地域住民向け説明会、勉強会、意見交換会などを開催し、洋上風力発電の普及啓発を進めます。

(2) 洋上風力発電に係る冊子の作成

地域において、洋上風力発電に対する理解を促進し検討に繋げていくため、国内外の事例等を紹介した冊子を作成します。

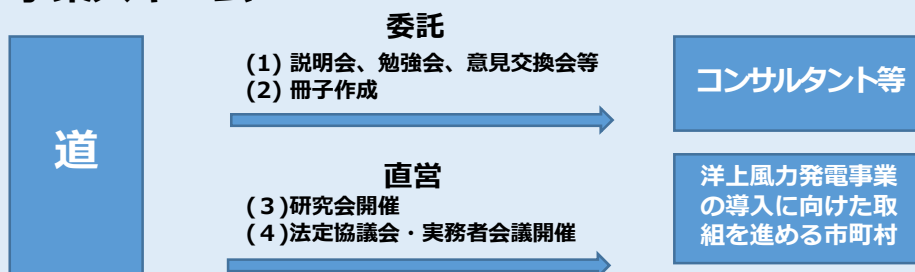
(3) 課題解決のための研究会の開催

洋上風力発電導入における景観配慮や漁業影響への懸念などの課題解決に向けて研究会を開催します。

(4) 法定協議会の設置・運営

有望な区域に整理された道内5区域において促進区域の指定に向けた法定協議会の設置・運営を行います。

事業スキーム



事業イメージ

(1) 地域の合意形成など環境整備に資する取組

地域の合意形成に向けて、住民の皆様を対象とした洋上風力発電事業に関する説明会や漁業従事者の皆様を対象とした漁業振興と洋上風力発電事業に関する勉強会、意見交換会等を開催し、洋上風力発電の普及啓発を進めます。



(2) 洋上風力発電に係る冊子の作成

洋上風力発電設備導入に向けた取組が加速するよう、洋上風力発電の仕組み、留意点や国内、国外の導入事例等に関する冊子を作成し、海域を有する市町村に配布します。



(3) 課題解決のための研究会開催

道内で洋上風力発電設備導入に向けた取組が進んでいる地域では、景観への配慮や洋上風力発電事業と漁業との共生が課題となっており、これら課題解決に向けた研究会を開催します。

(4) 法定協議会の設置・運営

再エネ海域利用法に基づく、法定協議会を設置し、地域・漁業との共存共栄策、漁業影響、発電設備の設置・運営に係る留意事項、環境配慮など選定事業者に求める事項や地域の将来像等を議論します。道は、国・港湾協会と共同事務局となり、協議会を運営します。



6 令和6年度洋上風力関連の取組：洋上風力発電サプライチェーン構築・人材育成支援事業

事業の内容

事業目的・概要

経済波及効果が大きい洋上風力発電に係る地域のサプライチェーン構築に向け、関連事業への道内企業の参入促進のための、参入可能な事業分野の把握やその情報発信を行うとともに、洋上風力建設工事・メンテナンス等に従事可能な技能人材の育成を計画的に進めます。

(1) サプライチェーン構築支援

関係団体等と参入に向けた展開方向の共有や、参入機会に関する情報発信、企業展示会への出展、発電事業者等とのマッチングを実施します。

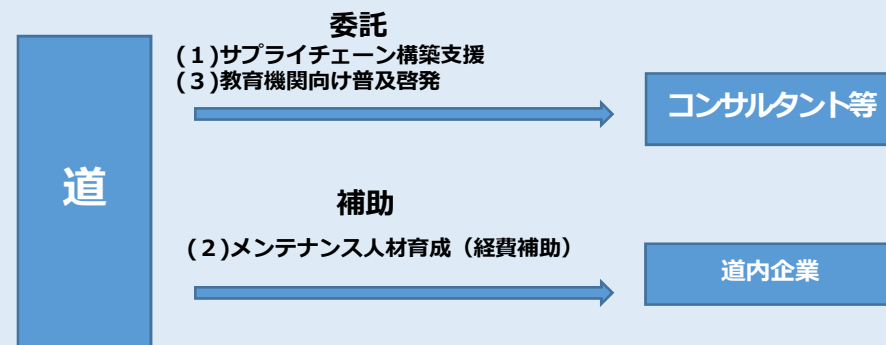
(2) 人材確保支援補助金

建設やメンテナンスに必要な専門知識や技能、資格を取得するために要する経費を補助します。

(3) 教育機関向け普及啓発

工業高校、高等専門学校等の電気関連学科で、就職先としての洋上風力発電事業に関する出前授業や見学ツアーを実施します。

事業スキーム



事業イメージ

(1) サプライチェーン構築支援

情報発信とマッチングの実施

関係団体等と道内企業の参入に向けた今後の展望方針の共有、参入機会に関する情報発信、洋上発電事業者と道内企業とのマッチングを実施します。



(2) 洋上風力関連人材育成

洋上風力発電関連産業人材確保支援事業補助金

洋上風力発電所の建設やメンテナンスに必要な専門知識や技能、資格を取得するために必要な経費を補助します。



上 限：50万円を補助
補助率：1／2

(3) 教育委機関向け普及啓発

技術系教育機関における進路啓発

水産高校、工業高校、高等専門学校等を対象に、就職先としての洋上風力に関する建設工事・メンテナンス等を紹介する出前授業や企業見学バスツアーを開催します。





ご清聴
ありがとうございました